

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.5」 認定基準の一部改定について

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.5」について、以下 5 件の改定基準および追加基準のとおり、軽微な改定を行う。

1. 緑化基盤材

改定基準

4-1-3.個別製品に関する基準

N. その他資材

N-2. 緑化基盤材

(96)製品は、表 11 に示す「再生材料」の配合率が製品質量全体の 70%以上であること。B 区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、建設汚泥リサイクル指針（平成 11 年 10 月（財）先端建設技術センター編著）に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

表 11 緑化基盤材に使用できる再生材料

再 生 材 料		
A 区分	鉱業・採石 廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
	金属工業 廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケル スラグ、電気炉スラグ
	その他の産業 型廃棄物類	石炭灰、貝殻、石膏（脱硫石膏を含む）、ロックウール、再 生ゴム、再・未利用木材（ 建設発生木材のうち、建築解体木 材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質 材料）を除く ）
	一般廃棄物および下水道汚泥の溶融固化物	
B 区分	生活・自然 発生汚泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥
	産業発生 汚泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッ ジ
	建設汚泥	

注:緑化基盤材に使用できる再生材料は本表に掲載しているものに限る。

(97)製品からの有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 2 に挙げられた全ての特定有害物質の要件を満たすこと。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の 8 物質種とする。本項は、再・未利用木材については適用しない。

(98)製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた全ての特定有害物質の要件を満たすこと。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、含有基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素の 8 物質種とする。本項は、再・未利用木材については適用しない。

(99)ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)および土壤の汚染に係る環境基準(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)について、別表に挙げられた土壤に関する基準値を満たすこと。本項は、再・未利用木材については適用しない。

解説

2-1-14-2. 緑化基盤材

A-1 (資源の消費)

緑化基盤に使用される資材は様々な原料、形状のものがあるが、粒状の固形物を対象としていることから、使用できる再生材料は基本的にドレーン材および埋戻材に使用できるものと同様と考えられるが、緑化基盤材という特性から再生プラスチック、建設廃材、~~再生ゴム~~ ガラスカレット、ガラスウールは除いた。再生材料の使用割合はできるだけ高くすることが望ましい。

改定日：2007 年 2 月 9 日

2. 雨水浸透製品

改定基準

4-1-3.個別製品に関する基準

L. 上・下水道材

(74)製品は、以下の a.または b.のいずれかに適合すること。

a. 透水性コンクリートを使用する製品

透水係数が $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。

b. 表 9 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の 70%以上であること。且つ、各再生材料は表 9 に示す基準配合率を満たすこと。

表 9 上・下水道材に使用できる再生材料

再生材料	基準配合率(質量%)
骨材	対象「骨材」の基準 C.(15)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、熔融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす熔融固化物骨材/全細骨材×100 50
対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E.(24)を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100$ 50
セメント	対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメント/全セメント×100 50
再生硬質塩化ビニル	再生硬質塩化ビニル/全硬質塩化ビニル×100 50
再生硬質塩化ビニル以外の再生プラスチック	再生プラスチック/全プラスチック×100 70[60]

注1) プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックのプラスチック部品における質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことによい。


(証明方法)

(67)認定基準 4-1-3.(74) **a.については、透水係数に関する試験結果を提出すること。b.については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率をそれぞれエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。**

4-2-3.個別製品に関する基準(品質)

(138)品質については、日本工業規格、日本下水道協会規格、各地方自治体の定める規格、工業会規格またはこれに準ずる品質基準のある製品にあっては、該当規格に適合していること。雨水浸透施設に該当する製品にあっては、雨水貯留浸透技術協会の技術評価を受けていること。それ以外の製品にあっては、日本工業規格などに測定方法が定められている項目について、類似する日本工業規格などの基準に適合していること。

別表 4 環境情報表示（追加）

対 象 製 品	環 境 情 報 表 示	表 示
上・下水道材のうち 雨水浸透施設に該当 する製品	（下段表示） 雨水浸透製品 *認定基準(74)において a.を選択し た製品のみ	 <p>The logo consists of a circular emblem with a blue border. Inside the circle, there is a stylized blue and white graphic of a hand holding a water droplet. Above the circle, the Japanese text 'ちきゅうにやさしい' (Kind to the earth) is written in a curved path. Below the circle, the text '雨水浸透製品' (Rainwater permeable product) is written in a blue box.</p>

（解説）

E. 使用・維持・管理段階

E-4（生態系への影響）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 透水性コンクリート製品については、透水係数が 10^{-2} cm/sec 以上であること。

(1)については、透水性について「道路上の雨水は様々な物質を含有していると考えられることから、雨水を透水させることが必ずしも環境へよい影響を及ぼすとは限らない」との意見が挙げられたが、「F.コンクリート製品」と同様に、植物への雨水涵養（良好な環境の形成）、地下水涵養による湧水の再生などの環境保全効果が期待できることから、本商品類型においても引き続き採り上げることとした。本項目は基準を策定する項目として選定した。

改定日：2007年2月9日

以上

3. 魚礁

改定基準

M. 橋梁・河川・港湾用材

環境に関する基準

- (88) 魚漁礁および増殖基質材は、再生材料として石炭灰、高炉スラグ、貝殻を使用しており、それら再生材料の配合割合が、製品全体から鋼材を除いた部分の質量に対して貝殻を60%以上使用していること。また、使用した再生材料が、施設の破損などによって周辺海域に散乱しない構造となっていること。
- (89) 魚漁礁および増殖基質材からの重金属など有害物質の溶出は、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの6種類に対する溶出量基準を満たすこと。

品質に関する基準

- (141) 魚漁礁および増殖基質材については、漁港・漁場の施設の設計の手引き(2003年版(社)全国漁港漁場協会)に基づいて設計された製品であり、魚漁礁としての安全性、耐久性、機能性、経済性などが確認された製品であること。

環境に関する基準の証明方法

- (80) 認定基準 4-1-3.(88)については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率をそれぞれエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。また、魚漁礁の寸法形状、材質など製品仕様について具体的に記載した資料を提出し、使用材料が海中に散乱しないことを説明すること。

別表 1 対象製品

橋梁・河川・港湾用材	(1) 防げん材・ゴム製タラップ (2) 港湾築堤マット (3) 蛇かご (4) 特殊型ふとんかご (5) 不透過型鋼製砂防堰堤 (6) 透過型鋼製砂防堰堤 (7) 鋼矢板護岸緑化用植栽フィン (8) 魚漁礁・増殖基質材
------------	---

改定日：2007年2月9日

以上

4. ドレーン材

改定基準

定義

ドレーン材 : 粒状の固形物などで、透水性を高めることを目的とした資材。プラスチック製のドレーン材は、成形加工品、繊維を編んだ加工品を対象とし、粒状の物は対象外とする。

N-1. ドレーン材、埋戻材

環境に関する基準

(90)製品は、表 10 に示す「再生材料」の配合率が製品質量全体の 70%以上であること。

B 区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、建設汚泥リサイクル指針（平成 11 年 10 月（財）先端建設技術センター編著）に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

表 10 ドレーン材、埋戻材に使用できる再生材料

再生材料		
A 区分	鉱業・採石廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
	金属工業廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、電気炉スラグ
	その他の産業型廃棄物類	石炭灰、貝殻、ガラスカレット、石膏（脱硫石膏を含む）、グラスウール、ロックウール、再生プラスチック
	一般廃棄物および下水道汚泥の溶融固化物	
	再・未利用木材	
	リサイクル繊維	反毛繊維 ポリマーリサイクル繊維 ケミカルリサイクル繊維
B 区分	生活・自然発生汚泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥
	産業発生汚泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ
	建設汚泥	

品質に関する基準

(145) 成形加工などをしたプラスチック製および繊維製の道路埋設用ドレーン材は、道路工事の障害とならないこと（切削工事などの際に切削機へのからみつきがないことなど）。

品質に関する基準の証明方法

(127) 認定基準 4-2-3.(145)については、道路工事の障害とならないこと(切削工事などの際に切削機へのからみつきがないことなど)に関する第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

改定日：2007 年 2 月 9 日

以上

5. ケーブルトラフ

追加基準

N - 10 . または K - 3 . ケーブルトラフ (道路用材とする場合、現行 K-3 を K-4 に修正)
環境に関する基準

(110) 製品に使用する全プラスチック中の再生プラスチックの質量割合が 80% 以上であること。

品質に関する基準

(155) 製品は、JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品ケーブルトラフ) の試験方法に準拠した蓋の圧縮試験について、図 - 1 に示すように、トラフ直管蓋上部より 20mm/min の速度で 4.9kN/500mm 以上の荷重を加え、ヒビ割れ、破損がないことを確認すること。

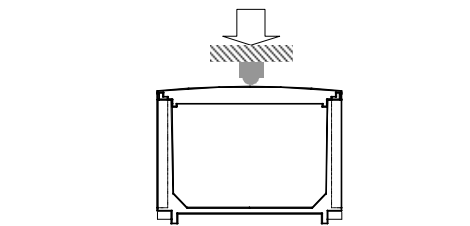


図 - 1 強度試験

証明方法

(97) 認定基準 4-1-3.(110)については、エコマーク商品認定・使用申込書に全プラスチック中の再生プラスチックの質量割合を記載し、原料供給元が発行する原料証明書を添付すること。

(137) 認定基準 4-2-3.(155)については、該当する規格に適合していることの証明書、および JIS A 5372 の試験方法に準拠した蓋の圧縮試験の結果を提出すること。

別表 2 対象製品 (その他の道路用材とする意見もある)

その他資材	(107)地中埋設ケーブル保護管 (108)止水板 (109)目地材、目地板 (110)地盤改良材 <u>(111)ケーブルトラフ</u>
-------	---

改定日：2007年2月9日

以上